

2020年度 給付奨学生募集要項

学術優秀、品行方正、心身健康で、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる大学、大学院並びに高等専門学校对学生に対し、下記のとおり、2020年度の給付奨学生を募集いたします。

記

1. 募集指定校・募集対象学年（各校への推薦依頼人数は推薦依頼に記載）

当会が以下に指定する学校に在籍する学生とし、指定学校から推薦がある者とする。

また、日本国籍を有する者とする。なお、指定する学部・学科・専攻に注意願います。

指定する 大学・ 大学院 (16校)	北海道大学、北見工業大学、室蘭工業大学、秋田大学、東北大学、東京大学、東京工業大学、東京農工大学、首都大学東京、早稲田大学、慶應義塾大学、明治大学、京都大学、九州大学、九州工業大学、熊本大学	
	指定学部 並びに専攻	鉱物資源開発・地質・鉱床・物理探査・地熱開発等に関する学部並びに大学院専攻 機械、電気、土木及び化学に関する学部並びに大学院専攻
	学 年	学部3年生並びに大学院修士課程1年生
指定する 高等専門 学 校 (9校)	苫小牧、八戸、木更津、鈴鹿、呉、高知、北九州、久留米、大分の各工業高等専門学校	
	指定学科	機械、電気、土木及び化学に関する学科・コース
	学 年	4年生

2. 奨学金の給付条件等

項 目	内 容 ほか
給付金額	月額 30,000 円 (年間 36 万円)
給付月日	毎年度、4月・7月・10月・翌年1月の各々21日に3ヶ月分を前払いで2022年1月21日の最終回まで給付する。(21日が土日祝祭日等で金融機関が休みの場合は繰上げて給付) 給付金額の支払いは各人の金融機関口座に振込みとする。 但し、初年度は2020年7月21日(火)に第1回目として6ヶ月分を給付する。
給付期間	最大2年間(2020年4月分から2022年3月分まで)
年収制限	学資負担者(家計支持者)の年間収入は、1,000万円未満とする。
重複不可	①他の団体の給付奨学金の受給者。但し、JASSO・各校独自の給付奨学金との重複は可。 ②当会(日鉄鉱業奨学会)の貸与奨学金の借入者。
特記事項	上記②の当会の貸与奨学生である者が給付奨学生に応募する場合は、貸与奨学金との重複を避けるため、貸与奨学金を中止して借用額を確定させることとする。なお、その借用額に対する返還開始は大学を卒業して6ヶ月経過後(通常は10月)からとする。

3. 募集日程

- (1) 募集開始：2020年3月4日（水）
- (2) 募集締切：2020年5月15日（金）当会必着
- (3) 採否決定：2020年6月下旬を予定

4. 応募時の提出書類

- (1) 奨学金給付願書（様式4号）
- (2) 本人の履歴書（様式4号-2、自筆・写真貼付）
- (3) 本人の家族状況調書（様式4号-3）
- (4) 本人と学資負担者との関係を証明する住民票謄本または戸籍謄本
※家族全員記載のもの、コピー不可
- (5) 学資負担者（家計支持者）年収の公的証明書写し
なお、給付の要件は、学資負担者の年収が1,000万円未満とする。
 - A. 給与所得者・・・源泉徴収票のコピー
 - B. 給与所得者以外・・・確定申告書等の所得金額記載書のコピー（税込み）

【持参・郵送の場合】

確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し（税務署の受付印があるもの）。
※ 税務署の受付印がないものは、加えて市町村役場発行の「所得証明書」が必要。

【電子申告の場合】

申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知を添付）

- (6) 給付奨学金の振込口座届（様式4号-4）
- (7) 過年度の成績証明書
- (8) 給付期間における研究予定説明書（A4サイズ、様式は任意）

5. 応募先 〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町14番33号 四谷コーポ104号
公益財団法人 日鉄鉱業奨学会
TEL：03-3359-5455 ・ FAX：03-3359-5456
E-mail：shougakukai@nittetsukou-shougakukai.jp
URL：http://www.nittetsukou-shougakukai.jp/

6. 添付資料

- ・ 奨学金給付願書（様式4号）
- ・ 履歴書（様式4号-2）
- ・ 家族状況調書（様式4号-3）
- ・ 給付奨学金の振込口座届（様式4号-4）
- ・ （別紙）給付期間中・満了時の提出書類ほか
- ・ 公益財団法人日鉄鉱業奨学会奨学規程

(別紙)

給付期間中・満了時の提出書類ほか

採用された奨学生が、以下に記載した提出書類の提出義務、届出義務を怠った場合には、給付奨学金の支給休止もしくは給付奨学生の資格を取り消す場合がある。

1. 採用通知後の提出書類
 - (1) 誓約書（様式 5 号）・・・後日採用通知とともに送付

2. 給付期間中における年度末の提出書類（進級時）
 - (1) 成績証明書
 - (2) 過年度の研究成果レポート（A 4 サイズ、様式は任意）
 - (3) 次年度の研究予定（A 4 サイズ、様式は任意）

3. 給付期間満了時等（卒業ないし修了時）の提出書類
 - (1) 奨学金受給確認書（様式 6 号）・・・最終の奨学金支給後に送付
※ 当会奨学規程第 29 条の規定による
 - (2) 成績証明書
 - (3) 過年度の研究成果レポート（A 4 サイズ、様式任意）

4. その他届出事項
 - (1) 本人の住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先、奨学金の振込先、帰省先住所・電話番号等の連絡先、学資負担者に関する事項、並びにその他重要な事項に変更があった場合は、速やかに当会へ届出ること。
 - (2) 在学している学校を休学、留年もしくは退学したとき、または在学する学校から何らかの処分を受けたとき、および刑事事件等で処分を受けたときは、速やかに当会へ届出ること。
 - (3) 当会の奨学制度運営上、当会が奨学生に対して必要と判断した書類の提出を依頼した場合、当会からの依頼に基づき当該書類を速やかに提出すること。

<書類提出先ならびに問合せ先>

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町 14 番 33 号 四谷コーポ 104 号

公益財団法人 日鉄鉱業奨学会

TEL : 03-3359-5455 ・ FAX : 03-3359-5456

E - mail : shougakukai@nittetsukou-shougakukai.jp

URL : <http://www.nittetsukou-shougakukai.jp/>

以上

公益財団法人 日鉄鉱業奨学会奨学規程

昭和39年3月10日制定 昭和53年4月1日改正
昭和39年4月1日施行 昭和56年4月1日改正
昭和40年4月1日改正 昭和63年4月1日改正
昭和43年10月1日改正 平成3年4月1日改正
昭和46年4月1日改正 平成11年4月1日改正
昭和47年4月1日改正 平成16年4月1日改正
昭和48年4月1日改正 平成20年4月1日改正
昭和49年4月1日改正 平成24年10月1日改正
昭和50年4月1日改正 平成29年4月1日改正
昭和51年4月1日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日鉄鉱業奨学会の定款に基づく学資の貸与および給付についての事項を定め、その業務の適正、かつ正確な運営をはかることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 本会が学資を貸与または給付するものは、大学院または大学、もしくは高等専門学校に在学し、学術優秀、品行方正、身体強健で、学資の支弁が困難と認められたものとする。

2 本会から学資の貸与または給付を受ける者を奨学生といい、貸与または給付する学資を奨学金という。

第2章 奨学金の貸与

I. 貸与奨学金の交付

(貸与奨学生の応募手続)

第3条 奨学金の貸与を受ける奨学生の志願者は、奨学金貸与願書(別紙様式1号)に次の書類を添えて、学年の始めに本会に提出しなければならない。

- ① 本人自筆の履歴書(写真添付)
- ② 戸籍抄本または住民票
- ③ 家族状況調書

(貸与奨学生の採用)

第4条 貸与奨学生の採用は、各年度の事業計画に基づき、選考委員会（理事会）の選考を経て、会長が決定する。

2 貸与奨学生の採用が決定したときは、これを本人に通知する。

(貸与奨学金に係る誓約書の提出)

第5条 前条の採用通知を受けた貸与奨学生は、連帯保証人と連署の上、誓約書（別紙様式2号）を提出しなければならない。

2 連帯保証人は、本人が未成年の場合は親権者または後見人、成年者の場合は父、母、兄、姉またはこれに代る者でなければならない。

(貸与奨学金の額)

第6条 貸与奨学金の額は、次の2種類とし、本人の希望する額とする。

月額30,000円または月額15,000円

2 大学新入学の者に限り、本人の希望により、入学準備金として60,000円を貸与する。

(貸与奨学金の交付期間)

第7条 貸与奨学金を交付する期間は、次の各号のうち該当する学校の期間とする。

① 大学の正規の最短修業年限。

② 高等専門学校4年生から卒業までの正規の最短修業年限。

2 修学の中から交付する場合は、残りの修業期間とする。

(貸与奨学金の交付)

第8条 貸与奨学金は、原則として3ヶ月毎に本人に交付する。

(貸与奨学金の休止)

第9条 貸与奨学生が、次の各号の1に該当すると認められたときは、貸与奨学金の交付を休止、または貸与奨学金の交付期間を短縮することがある。

① 休学または留年したとき。

② 第30条に定める学業成績表の提出を怠ったとき。

(貸与奨学金の復活)

第10条 前条の規定により、貸与奨学金の交付を休止された者が、その事由が止んで願い出たときは、貸与奨学金の交付を復活することができる。ただし休止されたときから2年経過したときは、この限りでない。

(貸与奨学金の打切)

第11条 貸与奨学生が、次の各号の1に該当すると認められたときは、貸与奨学金の交付を打切ることがある。

- ① 傷病のために成業の見込みがないとき。
- ② 退学したとき、または在学学校で処分を受けたとき。
- ③ 第31条に定める届出義務を怠ったとき。
- ④ 第9条の休止期間が2年に達したとき。
- ⑤ その他第2条第1項に定める奨学生の資格を失ったとき。

(貸与奨学金の辞退)

第12条 貸与奨学生は、いつでも貸与奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金借用証書の提出)

第13条 貸与奨学生が、次の各号の1に該当するときは、連帯保証人と連署の上、奨学金借用証書(別紙様式3号)を直ちに提出しなければならない。

- ① 卒業または終了、もしくは貸与奨学金の交付期間が満了したとき。
- ② 退学したとき。
- ③ 貸与奨学金の交付を打切られたとき。
- ④ 貸与奨学金を辞退したとき。

(貸与奨学金の利息)

第14条 貸与奨学金には、利息をつけない。

II. 貸与奨学金の返還

(貸与奨学金の返還)

第15条 貸与奨学金は、その交付が終了したときから、6ヵ月据置きののち、交付期間の2倍の期間以内に、その全額を返還しなければならない。

- 2 前項の奨学金は、原則として月賦、半年賦、または年賦の方法によらなければならない。
- 3 前項の割賦による1年の返還金額は、奨学金の全額を第1項の返還年数で除した金額を下廻ってはならない。
- 4 奨学金は、いつでも繰上げ返還することができる。

(貸与奨学金の返還の一括請求)

第16条 正当な事由がなくて、貸与奨学金の返還を怠ったときは、前条第1項に定める最終返還期限の到来前に、返還未済額の全部の返還を、一括請求することができる。

- 2 第11条により、貸与奨学金の交付を打切ったときは、前条第1項の規定にかかわらず、直ちに貸与奨学金の全額の返還を請求することがある。

(貸与奨学金の返還猶予)

第17条 災害、傷病、その他やむを得ない事由のため、貸与奨学金の返還が困難な場合は、返還を猶予することができる。

貸与奨学金の返還猶予を受けようとするときは、その事由に応じて、これを証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署の上、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(貸与奨学金の返還免除)

第18条 貸与奨学生および貸与奨学生であったものが死亡し、または心身の障害のため、返還不能となったときは、交付を受けた貸与奨学金の全部、または一部の返還を免除することができる。

返還免除を受けようとするときは、次の各号の書類を添付の上、奨学金返還免除願を提出しなければならない。

- ① 死亡に因るときは戸籍抄本、心身の障害によるときは、その事実および程度を証する医師の診断書。
- ② 返還不能の事情を証する書類。

第3章 奨学金の給付

(給付奨学生の応募手続)

第19条 奨学金の給付を受ける奨学生の志願者は、奨学金給付願書(別紙様式4号)に次の書類を添えて、原則として学年の始めに本会に提出しなければならない。

- ① 本人自筆の履歴書(写真添付)
- ② 戸籍抄本または住民票
- ③ 家族状況調書

(給付奨学生の採用)

第20条 給付奨学生の採用は、各年度の事業計画に基づき、選考委員会(理事会)の選考を経て、会長が決定する。

- 2 給付奨学生の採用が決定したときは、これを本人に通知する。

(給付奨学金に係る誓約書の提出)

第21条 前条の採用通知を受けた給付奨学生は、誓約書(別紙様式5号)を提出しなければならない。

- 2 給付奨学生が未成年の場合、その親権者または後見人が、前項の誓約書に連署するものとする。

(給付奨学金の額)

第22条 給付奨学金の額は、月額 30,000 円とする。

(給付奨学金の交付期間)

第23条 給付奨学金を交付する期間は、次の各号のうち該当する学校の期間とする。

- ① 大学院の修士課程1年生から修了するまでの正規の最短修業年限。
- ② 大学の学部の3年生から卒業までの正規の最短修業年限。
- ③ 高等専門学校 of 4年生から卒業までの正規の最短修業年限。

2 前項に定める交付期間の中途から交付する場合は、残りの修業期間とする。

(給付奨学金の交付)

第24条 給付奨学金は、原則として3ヶ月毎に本人に交付する。

(給付奨学金の休止)

第25条 給付奨学生が、次の各号の1に該当すると認められたときは、給付奨学金の交付を休止、または給付奨学金の交付期間を短縮することがある。

- ① 休学または留年したとき。
- ② 第30条に定める学業成績表の提出を怠ったとき。

(給付奨学金の復活)

第26条 前条の規定により、給付奨学金の交付を休止された者が、その事由が止んで願い出たときは、給付奨学金の交付を復活することができる。ただし休止されたときから2年経過したときは、この限りでない。

(給付奨学金の打切)

第27条 給付奨学生が、次の各号の1に該当すると認められたときは、給付奨学金の交付を打切ることがある。

- ① 傷病のために成業の見込みがないとき。
- ② 退学したとき、または在学学校で処分を受けたとき。
- ③ 第31条に定める届出義務を怠ったとき。
- ④ 第9条の休止期間が2年に達したとき。
- ⑤ その他第2条第1項に定める奨学生の資格を失ったとき。

(奨学金の辞退)

第28条 給付奨学生は、いつでも給付奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金受給確認書の提出)

第29条 給付奨学生が、次の各号の1に該当するときは、奨学金受給確認書(別紙様式6号)を直ちに提出しなければならない。

- ① 卒業または終了、もしくは給付奨学金の交付期間が満了したとき。
- ② 退学したとき。
- ③ 給付奨学金の交付を打切られたとき。
- ④ 給付奨学金を辞退したとき。

第4章 奨学生等の届出義務

(学業成績表の提出)

第30条 奨学生は、毎学年末学業成績表を速やかに提出しなければならない。

(異動の届出)

第31条 奨学生は、次の事項については、速やかに届出なければならない。

- ① 休学、留年、または退学したとき。
- ② 本人、または連帯保証人の身上、住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。
- ③ 在学学校で処分を受けたとき。

(貸与奨学生であった者の届出)

第32条 貸与奨学生であった者は、貸与奨学金の返還完了前に、本人、または連帯保証人の身上、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

(連帯保証人の変更)

第33条 連帯保証人を変更しようとするとき、または連帯保証人が死亡その他により、保証能力を失ったときは、直ちに連帯保証人変更届を提出しなければならない。新たな連帯保証人が適当でないときは、これを変更させることができる。

第5章 補 則

第34条 この規程の実施についての必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。